

貝塚市大規模下水道管路特別重点調査業務委託

仕様書

令和7年6月

貝塚市 上下水道部 下水道推進課

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、貝塚市(以下「本市」という。)が管理する貝塚市大規模下水道管路特別重点調査以下「調査」という。)に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面(以下「設計書」という。)に疑義が生じた場合は、本市監督員及び受託者との協議により決定する。
- (4) この業務は、(公社)日本下水道協会発行「下水道維持管理指針-実務編-2014 年度版-」同協会発行「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020 年度版」、同協会発行「下水道用設計標準歩掛表-第 1 巻 管路-」、(公社)日本下水道管路管理業協会発行「下水道管路管理積算資料-2023-」を参考にしている。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は、本市の所有とする。また、調査の成果等は、本市の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「指示」とは、本市の発議により、本市監督員が受託者に対し、本市監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2)「承諾」とは、受託者側の発議により、受託者が本市監督員に報告し、本市監督員が了解することをいう。
- (3)「協議」とは、本市監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、点検整備を施行するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等ならびに本市が他の企業等と締結している協定等を遵守すること。

ア. 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)及び同法関連法規
イ. 労働災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)及び同法関連法規
ウ. 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)及び同法関連法規
エ. 緊急失業対策法	(昭和 24 年法律第 89 号)及び同法関連法規
オ. 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号)及び同法関連法規
カ. 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)及び同法関連法規
キ. 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)及び同法関連法規
ク. 毒物及び劇物取締法	(昭和 24 年法律第 303 号)及び同法関連法規
ケ. 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)及び同法関連法規
コ. 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)及び同法関連法規
サ. 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)及び同法関連法規
シ. 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)及び同法関連法規
ス. 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)及び同法関連法規
セ. 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)及び同法関連法規
ソ. 公害対策基本法	(昭和 42 年法律第 132 号)及び同法関連法規
タ. 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)及び同法関連法規
チ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)及び同法関連法規
ツ. 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)及び同法関連法規
テ. 酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年労働省令第 42 号)及び同法関連法規
ト. 労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57 号)及び同法関連法規
ナ. 振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)及び同法関連法規
ニ. 貝塚市環境保全条例	(昭和 52 年貝塚市条例第 6 号)及び同法関連法規

- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者の負担と責任のもとで行うこと。

- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、調査に着手すること。

ア. 着手届

1 部

イ. 現場代理人届、同左経歴書、同左雇用証明書(保険証の写し等)	各 1 部
ウ. 主任技術者届、同左経歴書、同左雇用証明書(保険証の写し等)	各 1 部
エ. 施工計画書	1 部
オ. 工程表	1 部
カ. 職務分担表	1 部
キ. 緊急連絡先届	1 部
ク. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	1 部

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証(第2種)の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受託者は、着手日から竣工日までの期間中「作業日報」を毎日、本市監督員に提出すること。

(4) 受託者は、調査が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

ア. 完了届

イ. 出来形調書

ウ. 出来形報告書

エ. 調査記録写真

オ. 完了図書一式

(5) 前記各項のほか、本市監督員が提出するように指示した書類は、指示期日までに提出すること。

6. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに代理人ならびに調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、所定の業務に従事させること。

(2) 人孔及び管路内で作業を行う場合は、酸素欠乏作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

(4) 受託者は、適正に作業の進捗をはかるとともに、そのために、相当数の作業員を配置しなければならない。

8. 警備・調査業務等通知の届出

(1) 警備業（交通誘導員）や各種調査については、「警備・調査業務等通知書」にて通知すること。なお、作業期間中に下請負業者を変更する場合も同様とする。

(2) 作業の施工について、著しく不相当と認められる下請負業者は交代を命ずることがある。この場合、受託者はただちに必要な措置を講ずること。

9. 地先住民との協調

(1) 地元への広報活動を十分行い、沿道住民、市民への理解と協力を求め、市民からの苦情や要望等に関しては終始誠意をもって対処し、施行すること。

(2) 受託者は、地先住民等からの要望もしくは地先住民等と何らかの交渉及び苦情があった際には、遅滞なく本市監督員に申し出て、指示を仰ぎ、誠意をもって対応し、その結果を速やかに報告すること。

(3) 受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬または手数料等を受けてはならない。なお、下請負人及び使用人等についても上記の内容について十分監督指導すること。

(4) 使用人等が前記の行為を行ったときは、受託者がその全責任を負うこと。

10. 損害賠償及び補償

(1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示をうけるとともに、すみやかに原状復旧すること。

(2) 施行の不完全、作業員の不注意及び保安施設の不備等により生じた事故等に対しては、すべて受託者の責任において処理すること。

(3) 前記(1)について事故等が生じたときは速やかに処理し、本市監督員に連絡を行い、以後、経過報告書を提出すること。

(4) 処理方法等については、本市監督員が指示する場合がある。

11. 工程管理

(1) 受託者は、綿密なる工程計画を策定し、調査に関する工程を常に管理し、調査の工期内完成に

努めなければならない。

(2) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

(3) 当初予定の作業工程と実績とに変更が生じた場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。

(4) 毎月末、「調査出来高報告書」により、調査の進捗状況を本市監督員に提出すること。

12. 作業時間

(1) 本工事の作業時間について、昼間施工の場合は施工当日の平日午前9時から午後5時までとし、夜間施工の場合は施工当日の平日午後9時から翌日の午前5時とする。ただし、本市監督員が工事進捗等により、必要と認めた場合には変更することがある。

(2) やむを得ず、土曜日、日曜日、祝祭日もしくは前記(1)以外の時間帯に作業を行う必要がある場合は、事前に休日作業届を提出し、本市監督員の承認を得て、地元等への広報活動を十分に行い、沿道住民、市民への理解と協力を求め、関係諸官公庁(消防署、警察署、廃棄物対策課等)、衛生事業者、施設管理業者、各地下埋設物等の所管事業者等と協調し、綿密な連絡を取り、連絡体制を整え、終始誠意をもって協力し、施工すること。また、市民からの苦情や要望等に対しても、終始誠意をもって対処し、施工すること。

13. 調査記録写真

受託者は、次の各号に従って調査記録写真を撮影し、調査が終了したときは、工種毎、工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、「完了届」に添付して本市監督員に提出すること。

(1) 撮影は、調査延長 5m あたりに 1 回程度 (0.2 回/m)、下水道管路施設の状況、テレビカメラ等使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、本市監督員が指定する内容について行うこと。

(2) 写真は、件名、撮影場所、撮影対象、受託者名等を明記した黒板を入れ、撮影すること。

(3) 一枚の写真で作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

(4) 写真は、原則としてカラー写真とし、その大きさはサービス判とする。

第2章 安全管理

1. 一般事項

(1) 受託者は、公害災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

(2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、局所的集中豪雨、地震等が発生した場合は、ただちに適切な対処ができるような対策を講じておくこと。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については、「施工計画書」に明示し、受託者の責任において実施すること。

(4) 安全対策計画表を調査着手前に本市監督員に提出し、承諾を得て、調査に着手すること。

2. 安全教育

(1) 受託者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該点検整備に関する安全教育を行い、調査委員等の安全意識の向上を図ること。

(2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業について特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

(1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、調査に従事する者の安全を図ること。

(2) 人孔、管渠等に入ったりし、またはこれら内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、硫化水素等有害ガスの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録、保持し、完了時に副本を提出すること。

(3) 作業中、酸素欠乏空気や硫化水素等有害ガスが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、本市監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

(4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置し、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全ならびに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、「下水道管路施設調査工」と明記した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を施し、通行人および通行車両等の安全確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通整理員を配置し、車両および歩行者の通行の誘導および整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理および保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を本市監督員に報告すること。

5. 道路使用

- (1) 工事安全管理に伴う「道路使用許可申請」については、受託者にて行うものとする。
- (2) 「道路使用許可申請」に際しては、申請手数料が必要であるが、申請者（受託者）が負担するものとする。
- (3) 道路管理者あて申請する場合は、道路使用許可申請も必要になるため、契約後速やかに必要書類（申請書・図書・安全対策に関する説明資料など）を監督員まで提出すること。
- (4) 所轄警察署長による道路使用許可条件をよく理解し、工事着手すること。
- (5) 施工時には、工事区間両端に各 1 名以上、作業箇所周辺に各 1 名以上、迂回、交差点、横断歩道等がある場合については各 2 名以上、交通整理員を配置すること。

6. 現場巡回

工事期間中、降雨時等には、自主的に現場巡回し、緊急時には速やかに適切な対処を行うこと。

7. 連絡体制

- (1) 緊急時の連絡体制を明確にし、緊急時には速やかに対処できるように体制を整えること。また、休日、夜間時においても受託者にて速やかに対処すること。
- (2) 関係諸官公庁（消防署、警察署、廃棄物対策課等）、衛生事業者、施設管理業者、各地下埋設物等の所管事業者等と協調し、綿密な連絡をとり、連絡体制を整えること。

8. 工事標示板

- (1) 「土木工事共通仕様書」の交通安全管理にあるとおり、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（国土交通省近畿地方整備局）等の安全対策を講じること。
- (2) 市民に対する P R や情報公開のため、工事表示板等に工事請負費を明記すること。

9. 局地的な大雨に対する安全対策等について

- (1) 局地的な大雨に対する安全対策等について
雨水の流入する下水道管渠（雨水管、合流管等）内等では、局地的な大雨により急激な水量の増加、水位の上昇により思わぬ事故を招く恐れがあることから、作業の安全確保のための対策を定めるものである。
- (2) 対象となる作業箇所
 - ・ 雨水の流入する下水道管渠（雨水管、合流管等）
 - ・ 雨水の流入により影響を受ける作業環境である人孔等の施設
 - ・ 降雨により水位の上昇などの影響を受けるポンプ場内の施設
- (3) 標準的な中止基準
以下の項目のうち、ひとつでも該当する場合は、作業を中止する。
 - ・ 泉州地域において大雨注意報又は警報が発表された場合
 - ・ 貝塚市域において一回降水量 50mm 以上の降雨や雷が発生している場合
 - ・ 管渠内の水位など、降雨により影響を受ける水位が急激に上昇した場合
また、上記中止基準は標準的なものであり、監督員と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた中止基準を定めること。
 - ・ 潜行目視調査に際し、随時気象庁の公表する天気予報を確認し、現場作業予定時刻に時間雨量 1mm 以上の降雨が予想される場合
- (4) 標準的な再開基準
以下の項目を全て満たし、作業箇所の安全が確認された場合、監督員と協議のうえ、作業を再開する。
 - ・ 泉州地域において発令されていた、大雨注意報かつ警報が解除された場合

- ・貝塚市域において降雨や雷が確認されない場合
- ・管渠内の水位など、降雨により影響を受ける水位が平常時の水位であることを確認した場合
また、上記再開基準は標準的なものであり、監督員と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた再開基準を定めること。

(5) 施工計画書への記載

受託者は、局地的な大雨による急激な増水による被害に備えるため、施工計画書に以下の点を踏まえた安全管理計画を記載すること。

ア. 現場特性の事前把握(下水道管渠施設情報、地形情報等)

イ. 現地特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定

※以下の場合など、現場特性に応じて、上述した標準的な中止基準及び再開基準の緩和、強化を検討すること。

- ・管渠内の作業において、ポンプ場の運転調整により上流部の降雨による影響を受けず、当該作業箇所にも直接降雨の流入のない場合
- ・作業箇所が人孔から離れている場合や人孔蓋を解放しておけない場合などの退避に時間を要する場合
- ・人孔内に落差・段差があり、退避条件が厳しい場合

ウ. 迅速に退避するための対応（退避手順の設定、安全器具等の設置、情報収集と伝達方法、資器材の取扱い等）

エ. 日々の安全管理(退避時の対応方策の内容等について作業関係者への周知方法等)

(6) 気象情報を迅速に把握するシステムの構築

急激な気象変動等の気象情報を迅速に取得するため、気象担当者を選任し、情報収集を行うこと。また、気象担当者の携帯電話に、注意情報及び警報の自動配信システムの配備を行うこと。気象情報の収集には、降雨短時間予報・雨量データ等のリアルタイムの情報について、作業現場において速やかに取得できる気象庁の「降水ナウキャスト」や自動配信システムの気象情報サービス「大阪府防災情報サービス」等を用いること。

(7) その他

局地的な大雨に対する安全対策等に関しては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）平成20年10月」（局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編（事務局：国土交通省都市・地域整備局下水道部他））等を参考にすること。

10. その他

- (1) 受託者は、作業にあたり、下水道施設またはガス管の付近では絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した場合は、緊急連絡体制表に従い、ただちに本市監督員および関係官公署に報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過および被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに本市監督員に届け出ること。

第3章 清掃工

1. 一般事項

- (1) 受託者は、「施工計画書」に作業箇所、作業順序を定め、事前に本市監督員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないよう、ガイドローラーを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切りを必要とする場合は、本市監督員の承諾を得ること。この仮締切りは、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受託者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法、及び貝塚市環境保全条例等の公害防止関連法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受託者が、本市監督員の指示に反して作業を続行した場合及び本市監督員が事故防止上、危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染させないこと。万一、汚染させた場合は、作業終了の都度、洗浄清掃すること。
- (7) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 清掃工

(1) 作業時間、作業範囲

作業の実施にあたっては、道路使用許可条件を遵守して実施すること。

(2) 土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受託者の責任で取り除くこと。

(3) 土砂等の積込み、運搬

ア. 受託者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。

イ. 運搬車両は、事前に本市監督員に届出を行う。

ウ. 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出、飛散ならびに臭気の漏出のおそれがない構造の車両とすること。

エ. 積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚染させないように適切な措置を講ずること。

オ. 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中、漏落させないように適切な措置を講ずること。

カ. 土砂等の運搬にあたっては、過積載のないようにすること。

(4) 機械による清掃工

ア. 高压洗浄車の使用にあたっては、高压により、管渠等を損傷することのないように、吐出圧の調整に留意すること。

イ. 洗浄に高压洗浄車を使用する場合の洗浄水は、受託者で用意すること。

第4章 調 査 工

1. 一般事項

(1) 受託者は、「施工計画書」に調査箇所、調査順序を定め、事前に本市監督員に報告した上で、調査に着手すること。

(2) 調査にあたっては、管口を傷めないよう、ガイドローラーを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道管理施設に損傷を与えないよう十分注意すること。

(3) 調査にあたり、仮締切りを必要とする場合は、本市監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。

(4) 受託者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法、及び貝塚市環境保全条例等の公害防止関連法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

(5) 受託者が、本市監督員の指示に反して作業を続行した場合及び本市監督員が事故防止上、危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。

(6) 調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染させないこと。万一、汚染させた場合は調査終了の都度、洗浄清掃すること。

(7) 調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査場所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 施工計画書

受託者は、調査にあたり、事前に下記事項を記載した施工計画書を提出すること。

ア. 調査概要

イ. 現場組織(職務分担、緊急連絡体制等)

ウ. 調査計画(テレビカメラ及びビデオカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程)

エ. 安全計画(保安対策、道路交通の処理方法、管渠内との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等)

オ. その他(本市監督員の指示する事項)

(2) 調査器材

調査に使用する器材は、常に点検し、安全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を遵守すること。

(4) 目視による調査

本管潜行目視調査（内径 800mm 以上）

本管内に調査員が入り、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、接手部の管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸水等について以上の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常の箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。写真は、調査月日、異常内容、発見場所等を明記した黒板を入れて、写真撮影(カラー)を行うものとする。

(5) 異常時の措置

調査の続行が困難となったときは、ただちに本市監督員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等、調査の完遂に努め、その原因・状況を把握すること。

3. 報告書

(1) 調査結果は、別紙「調査工報告書記載要領」及び別表 1～7 により、報告書を作成すること。

(2) 調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、指定の一般用 DVD 等に収録すること。

なお、提出する DVD 等、写真には、件名、地名、路線番号、継手番号及び本管径、取付け管径、距離等をタイプ表示すること。

(3) 調査結果の判定基準については、別表-2-1～2-3 によること。

(4) 納品する図書は下記の通りとする。

ア. 報告書

イ. 不良箇所写真帳

ウ. DVD 等

エ. その他、本市監督員の指示するもの。

第5章 そ の 他

1. 調査の完了

調査を完了し、所定の成果品が提出された後、本市検査員の検査をもって竣工とする。

2. 検査

(1) 受託者は、完了検査に立会うこと。

(2) 受託者は、検査のために必要な資料(日報、写真、完了図書等)を、検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

(1) 設計図書に特に明記していない事項があっても、調査の実施並びに清掃作業上、当然必要と思われるものについては、受託者の負担において処理すること。また、受託者の負担において処理すべきではないと思われるものについては、発覚次第速やかに発注者に報告し、発注者が必要と判断したものについては設計変更の対象とする。

(2) 調査箇所において、下水道施設に破損、不動沈下、腐食等の異常を発見したときは、速やかに本市監督員に報告すること。

(4) その他、特に定めのない事項については、速やかに本市監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

貝塚市発注工事のコスト表記等について

1. 公共工事の市民へのPRおよび情報公開のために、工事請負費を工事表示板等に表記するものとする。工事表示板の規格はH1,400×W1,140を標準とし、表示方法は、次のとおりとする。

【例】

ご迷惑をおかけします
下水道管の調査を 行っています
令和〇年〇月〇日まで 時間帯 9:00~17:00
下水道施設調査
請負額 ×,×××,×××円（消費税含む） 施 工 ○○○○建設株式会社 現場代理人 ◎◎ ◎◎ 電話 ○○○-○○○-○○○○ 貝塚市役所 上下水道部 下水道推進課 電話 072-433-7181

2. 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「下水道施設調査」等の調査種別については青地に白抜き文字とし、「下水道管の調査を行っています」等の調査内容、調査期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
3. 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
4. 工事表示板は、汚損、はがれ、破損等が起こった場合、速やかに処置し、善良なる管理を行わなければならない。
5. 建設リサイクル対象工事の場合、他に適切に掲示できる場所がないときは、交付された届出済シールを工事表示板等の上部に貼付すること。
6. 道路使用許可を受けている工事で、監督員の承諾を得たうえで、許可関係の表示を工事表示板等と兼用する場合は、許可番号及び条件等を表示すること。
7. 「下水道管の新設を行っています」等の工事内容は、わかりやすい表示を行うこと。
例)「下水道管の調査を行っています」「下水道管の新設を行っています」、「埋設物の調査を行っています」、「マンホール蓋の取替を行っています」、「下水道の清掃を行っています」、「歩道を広げる工事を行っています」等。